

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト 事業実施報告概要

事業名	小規模作業所の「ゆるやかな統合」を指向した体制整備に係る調査研究事業
事業目的	利用者が少ないなど、運営規模が小さいことから、障害者自立支援法に定める新体系事業に移行することが困難になっている小規模作業所について、それぞれの独自性を保ちながら、共同して新体系事業への移行が可能な手法を検討し、小規模作業所の新体系移行を促進する。
事業概要	<p>兵庫県では、平成18年9月末に438か所あった小規模作業所のうち、平成21年4月現在で約58%が移行しているが、未移行の小規模作業所は182か所あり、その約7割が利用者数5人から9人の「小規模」である。</p> <p>利用者への安定したサービスを継続して提供するためには、新体系事業に移行する必要があるという認識はあるものの、現状の小規模作業所を廃止し、新たに事業所を立ち上げる方法は選択されにくいことから、それぞれの小規模作業所の活動がある程度維持しながら、複数の小規模作業所が同一法人を構成し、会計処理、サービス提供体制、利用者情報について、共同で処理する「ゆるやかな統合」を指向し、これを実現するための手法を「小規模作業所移行マニュアル」として整理する。</p>
事業実施結果及び効果	<p>未移行の小規模作業所の主な要因を、①利用者を特定の障害に限定していることから利用者確保が困難、②母体となる小規模作業所から指導方針等の相違、③障害者自立支援法の施行等の情勢に無関心に類型化し、個別相談会等により新体系移行の意義について説明を実施し、運営者の意向を確認するとともに、小規模作業所の運営と関わりの深い者から意見を聴き、マニュアルの整理を行った。</p> <p>マニュアルでは「ゆるやかな統合」の手法として、①統合対象のうち代表となる作業所が法人格を取得する場合（合併型）、②地域の連絡会等が新たに法人を設立する場合（地域センター型）、③法人格を有する団体の傘下団体となる場合（団体型）、④既設事業所の従たる事業所（分場）となる場合（吸収型）を提示し、今後、未移行の小規模作業所に対する移行支援に活用する。</p>
事業主体	<p>住所 : 神戸市中央区下山手通5-10-1</p> <p>団体名 : 兵庫県（健康福祉部障害福祉局障害者支援課）</p> <p>TEL : 078-362-3238</p> <p>FAX : 078-362-9040</p> <p>E-MAIL : katsumi_ogino@pref.hyogo.lg.jp</p>